



令和2年分所得税の確定申告が始まります

# この収入は一時所得!? 確定申告が必要かもしれません!

えっ?! こんなものも一時所得になるの?



自分には関係ないと思っている収入が、実は一時所得に該当する場合がありますので、令和2年分の収入が一時所得に該当するかどうか、この機会に確認してみましょう。

一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、すべての一時所得の合計額が年間50万円を超えない限り課税関係は生じませんが、すまい給付金や保険の一時金など、まとまった金額の収入がある方は申告が必要になるケースが多いため注意が必要です。

## 1 一時所得に該当するものは意外に多い。

### ① 一時所得の例

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ■ 懸賞の賞品や福引きの当選品       | ■ Go To キャンペーンや Go To EAT の支援額           |
| ■ 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金 | ■ マイナポイント                                |
| ■ 生命保険契約等に基づく一時金      | ■ すまい給付金                                 |
| ■ 損害保険契約に基づく満期返戻金     | ■ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等                  |
| ■ 家屋の立ち退きに際し受ける立退料    | ■ 法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除く。) |



### ② 今年は国からの支援額とマイナポイントに注意しましょう。

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。そのため、Go To キャンペーンや Go To EAT の国からの支援額(予約サイトで付与されるポイント含む)も一時所得に該当することになります。また、キャッシュレス決済サービスにおいてチャージなどを行った際に付与されるマイナポイントも、「通常の商取引における値引き」には当たらず、一時所得として課税対象となります。

### ③ 税務当局は、馬券の払戻金等の課税強化に乗り出しました。

競馬等において、複数のレースの勝馬を予想する投票方式の人気が高まっており、高額な払戻金が支払われるケースも少なくありません。こうした高額な払戻金については、支払調書や源泉所得税の対象とされていないことから、課税漏れを把握することが困難とされてきました。しかし、税務当局は、適正な申告を行っていない者が多くいることを問題視し、インターネット経由で馬券を購入した人の高額な払戻金(1千万円以上)があった場合には、運営事業者に情報提供を依頼し、課税もれの把握に務める姿勢を見せています。的中者の氏名、銀行口座番号、レース情報などの情報が税務当局に把握されることになるでしょう。

## 2 一時所得の計算方法

一時所得の金額は、次のように計算します。



$$\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} \text{ (注)} - \text{特別控除額 (最高50万円)}$$

$$= \text{一時所得の金額}$$

(注) その収入を生じた行為をするため、又は、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります。

課税の対象となるのは、一時所得の金額を更に**2分の1**とした金額です。

【例】令和2年中に受け取った一時所得は、生命保険料の満期保険金とマイナポイントの2つ。  
生命保険料の満期保険金は130万5千円、今まで払い込んだ保険料は50万円、剩余金は20万円である。マイナポイントは5,000ポイント(5千円相当額)を受け取った。

### 一時所得の金額

$$\frac{130万5千円 - (50万円 - 20万円)}{\text{生命保険料の満期保険金}} + \frac{5千円}{\text{マイナポイント}} - \frac{50万円}{\text{特別控除額}} = 51万円$$

### 課税の対象となる金額

$$51万円 \times 1/2 = 25万5千円$$



## 3 申告が必要な人、必要な人は?

### ① 20万円以下の場合は所得税確定申告の申告不要制度があります。

「20万円ルール」と呼ばれる申告不要制度というものがあり、該当する方は次の3つのパターンに当てはまる方です。これらの条件に当てはまらない方は、原則として確定申告を行う必要があります。また、給与所得者であっても、医療費控除を受けるためなど、確定申告を行うこととなった場合には「20万円ルール」の適用はありません。20万円の判定に当たっては、不動産所得や雑所得など、一時所得以外の所得も含めて判断します。

- (1) 給与を1か所から受けていて、かつ、**その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合**において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の場合。
- (2) 給与を2か所以上から受けていて、かつ、**その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合**において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円以下の場合。
- (3) 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、**その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合**において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合。

### ② 住民税に申告不要制度はありません。

「20万円ルール」に当てはまり、所得税の確定申告が不要となる方であっても、住民税の申告は別途行う必要があります。

所得税の確定申告を行う方は、そのデータが自動的に住民税に反映されることとなります。確定申告をしない場合は、住民税の申告だけ行うことになります。ご注意ください。